

## 自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

## 【永久劣後ローン】

1	発行者	農林中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	農林中央金庫法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(2)	農林中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本比率	97,816百万円
	単体自己資本比率	97,816百万円
9	額面金額(4)	97,816百万円
10	表示される科目の区分(5)	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日(6)	平成21年3月30日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	平成31年3月の利息支払日 全部又は一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	平成31年9月以降の利息支払日 全部又は一部
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6M 円Libor+5.00%
19	配当等停止条項の有無(12)	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合(14)	—
25	転換の範囲(15)	—
26	転換の比率(16)	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	なし
31	元本の削減が生じる場合(19)	—
32	元本の削減が生じる範囲(20)	—
33	元本回復特約の有無(21)	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	あり
37	非充足資本要件の内容(24)	実質破綻認定時損失吸収条項なし

< 契約内容の詳細 >

(項番15及び16) 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合)が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能。

(項番20) 分配可能額が零以下の場合、利払いを行うと債務超過となる場合、最低自己資本比率基準の1/2に相当する水準を下回る場合。